

【千葉市】無償化に関する請求までの流れ（認可外保育施設）

1 無償化の概要

(1) 対象児童

- ア 保育の必要性の認定（給付認定）を受けた3歳以上児 月額上限3.7万円
- イ 保育の必要性の認定（給付認定）を受けた3歳未満児（住民税非課税世帯） 月額上限4.2万円

※保育の必要性の認定には就労等の要件あり

※通園送迎費、食材料費、行事費、入園料などは無償化対象外

(2) 対象施設

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 認可外保育施設の届出を行っている。
- イ 確認申請（資料3）を行っている。
- ウ 指導監督基準を満たす。

国は5年間の猶予期間を設けておりますが、本市は条例により猶予期間は1年間としております。そのため、令和2年9月30日までは指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も無償化対象となりますが、令和2年10月1日からは指導監督基準を満たしていない場合、無償化対象から外れることとなります。

(3) 請求事務

以下の書類を幼保運営課に提出する必要があります。可能な限り各園で取りまとめをお願いします。

- ア 領収証兼提供証明書（資料5 園が作成）
- イ 請求書（資料6-1 保護者が作成）

【請求時期（3か月ごとの償還払い）】

A	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
B	請求していただく月 ※1	1月	4月	7月	10月
C	千葉市からお支払いする月 ※2	3月	6月	9月	12月

※1 各月の20日（締切日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日）までに提出。締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となる場合があります。

※2 各月の月末のお支払いとなります。

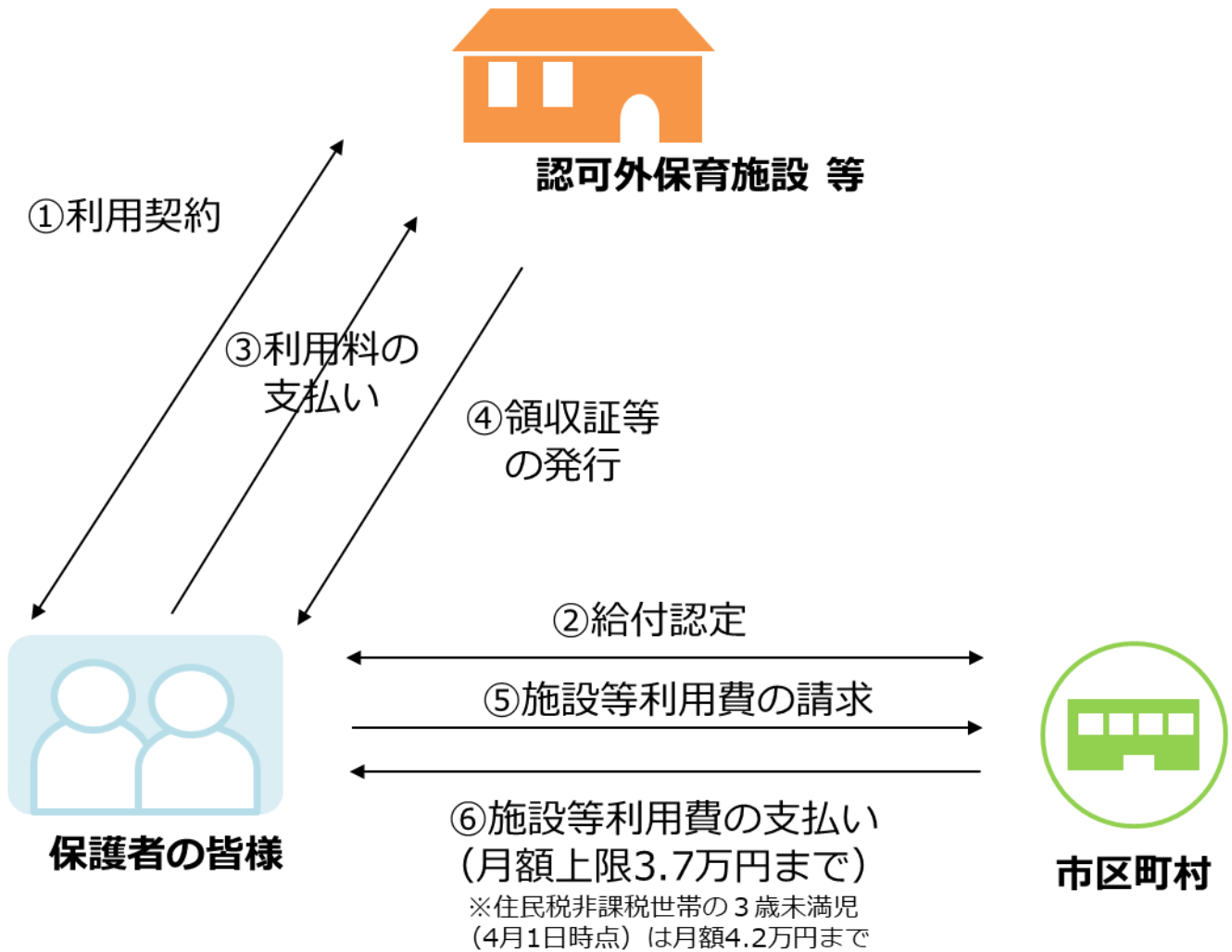
(4) 無償化対象外となる場合

保護者が以下の施設等を利用している場合は、認可外保育施設は無償化対象外となります。

- ・認可保育所 ・認定こども園（2号・3号） ・小規模保育 ・事業所内保育
- ・家庭的保育 ・企業主導型保育 ・幼稚園及び認定こども園（1号）※

※預かり保育の実施時間等が十分な（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上）場合

[基本的な手続きのイメージ]



2 事務の流れ

①【事業開始後1か月以内 各園の皆様】

幼保運営課に対して、認可外保育施設の届出及び確認申請書（資料3）を提出していただく。

②【対象者の入園前 各園の皆様】

新規利用者向け周知文（資料4-1）を保護者に配布していただく。

③【～「A 請求の対象となる月」の前月10日 保護者】

各区こども家庭課にて、保護者が保育の必要性の認定に係る手続きをしていただく。

④【～「A 請求の対象となる月」 保護者】

各区こども家庭課から送付された保育の必要性の認定に係る通知を、保護者が各園の皆様に提示

⑤【～「A 請求の対象となる月」 各園の皆様】

上記④で提示を受けた保護者に対し、周知文（資料4-2）を配布

⑥【～「A 請求の対象となる月」 各園の皆様】

上記④で提示を受けた保護者に対し、領収証兼提供証明書（資料5 3か月毎でも可）を交付
各園で取りまとめが可能な場合は写しを保護者に交付し、原本は各園で保管

⑦【～「B 請求していただく月」の19日 各園の皆様】

請求書（資料6-1）及び請求書の記載例（資料6-2）を上記②で提示を受けた保護者に対しお渡し
し、各園で取りまとめが可能な場合は各園にて回収（期日は各園にて設定）

⑧【「B 請求していただく月」の20日 各園の皆様】

幼保運営課に対し請求書（資料6-1）及び領収証兼提供証明書（資料5）の原本を提出

⑨【「C 千葉県からお支払いする月」の月末 千葉市】

幼保運営課から各保護者に振り込み（請求書（資料6-1）に記載いただいた口座）

【再掲：請求時期（3か月ごとの償還払い）】

A	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
B	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
C	千葉県からお支払いする月	3月	6月	9月	12月

3 請求に係る留意事項

NO1 請求書の提出先

○窓口での提出 各区こども家庭課 又は 幼保運営課

○郵送での提出 幼保運営課

【幼保運営課】

住所：〒260-0026 中央区千葉港2番1号千葉中央コミュニティセンター9階

電話：043-245-5735

【各区こども家庭課】

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043(221)2172	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043(275)6421	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043(284)6137	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043(233)8150	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043(292)8137	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043(270)3150
--	--	---	---	---	---

NO2 請求書、領収証兼提供証明書は原本である必要があるか

幼保運営課に提出していただく請求書、領収証兼提供証明書はいずれも原本である必要があります。施設側で取りまとめていただける場合は、領収証兼提供証明書については、（保護者に同意を得た上で、）保護者に写しを交付し、幼保運営課に原本を提出していただくといった運用が考えられます。

NO3 千葉市以外に在住している児童の無償化申請について

その児童が居住する自治体により手続きや様式が異なりますので、該当する自治体に確認してください。

NO4 千葉市の在住者が市内の施設と、他市の施設を利用した場合の扱い

請求書に加え、それぞれの施設の領収証兼提供証明書（原本）を提出していただくこととなります。

NO5 保育料を変更する場合

保育料を変更する場合は、その内容及び理由の掲示と保護者への説明が必要です。質の向上を伴わず、無償化対象者の保育料のみを引き上げるなど、無償化に伴う理由のない保育料の引き上げはできません。

NO6 利用は継続するが、保護者が千葉市から他市に転出する場合

転入先の市において、保育の必要性の認定（給付認定）手続きを行う必要があります。転入先の市に手続きについてご確認ください。

NO7 確認申請書は必ず提出が必要か

届出とは異なり、必ず提出が必要な書類ではございませんが、提出されない場合は無償化の対象施設とはなりません。無償化の対象になりえる児童（3歳以上児、住民税非課税世帯の3歳未満児）を預かる場合は、制度趣旨に鑑み、できる限り速やかに確認申請書のご提出をお願いいたします。

NO8 請求書、領収証兼提供証明書の取りまとめは必ずしなければならないのか

必ずしなければならないものではありませんが、効率性の観点から可能であれば取りまとめいただければ幸いです。なお取りまとめが困難な場合は、領収証兼提供証明書の原本を保護者に交付する必要があります。

NO9 請求書等の提出を保護者が怠った場合、どこまで対応すれば良いか

明確な基準はございませんが、全体に対して周知文の配布及び口頭での説明等をしていただければ、保護者個別に対する督促等は可能な範囲で結構です。

NO10 領収証兼提供証明書の様式を修正することは可能か

お配りしている様式に記載されている情報が載っていれば、様式を修正する（レイアウトの変更、記載項目の追加等）ことは可能です。

NO11 回数券を利用した場合の無償化対象経費の積算は

「1回当たりの利用料金」×「対象月の利用回数」により算出してください。

「1回当たりの利用料金」は回数券の総額を利用可能回数で除す（10円未満の端数は切り捨て。）ことにより算出してください。

例) 10,000円で10回分の回数券を購入し10月に2回、11月に3回、12月は0回利用した場合

1回分の料金は10,000円÷10回=1,000円

10月の無償化対象経費は1,000円×2回=2,000円

11月の無償化対象経費は1,000円×3回=3,000円

12月の無償化対象経費は1,000円×0回=0円

NO12 給付認定者の一覧は頂けないのか

複数の施設を利用する方がおり給付認定者と利用施設の紐づけが困難なこと、システム上の制約、個人情報保護の観点等から、給付認定者の一覧を提供は致しかねます。お手数ですが、保護者から提示される給付認定通知により給付認定者の把握をお願いいたします。

NO13 確認申請書を提出後、一覧はHPに掲載されるのか

市HPに掲載をいたします（右記QRコードから対象ページに移動できます）。

なお、個人のベビーシッターの場合はプライバシー保護の観点から、

住所、電話番号を非公開とさせていただいておりますのでご安心ください※。

※連絡を取る必要がある場合は、本市へお問い合わせいただきたい旨を合わせて記載しております。



NO14 ベビーシッターの交通費やマッチングサイトの登録料は無償化対象となるか

保護者が支払う金額の内、マッチングサイトへの手数料は無償化対象経費となります。

しかし、ベビーシッターの方の交通費は、施設の場合の通園送迎費が無償化の対象外であることに鑑み、無償化対象外となります。

NO15 なぜ指導監督基準に係る猶予期間を1年とする条例を制定したのか

令和元年10月1日から実施されている幼児教育・保育無償化について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行後5年間は国の定める基準を満たさない認可外保育施設も無償化の対象としているが、地域の実情により、条例で無償化対象範囲を国の定める基準を満たす施設に限ることが可能とされています。

そこで本市においては、保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、国の定める基準を満たす施設に限定する条例を制定いたしました。

なお、利用者、事業者への周知期間等を確保するため、猶予期間は1年（～令和2年9月30日）と設定しました。

NO16 ベビーシッターに係る基準はあるのか。

保育士又は看護師の資格を有するか、一定の研修を受講することが無償化の要件となります。令和2年4月から基準適合について確認を行い、条例が施行する令和2年10月1日までに基準を満たせない場合は、無償化の対象から外れることとなります。

なお、一定の研修は以下のとおりです。

- ①地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）
- ②全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修
- ③民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修

①の内、子育て支援員研修（地域保育コース）は、千葉市でも実施しております。詳しくは幼保運営課指導班（043-245-5727）までお問い合わせください。

NO17 幼稚園・認定こども園の預かり保育と、認可外保育施設を併用している場合の取り扱いは

幼稚園・認定こども園から配布される様式で請求を行う必要があります。各施設の皆様におかれましては、領収証兼提供証明書の交付をお願いいたします。

なお、対象の幼稚園・認定こども園の預かり保育の実施日数等によって、無償化における考え方は以下のとおり異なります。

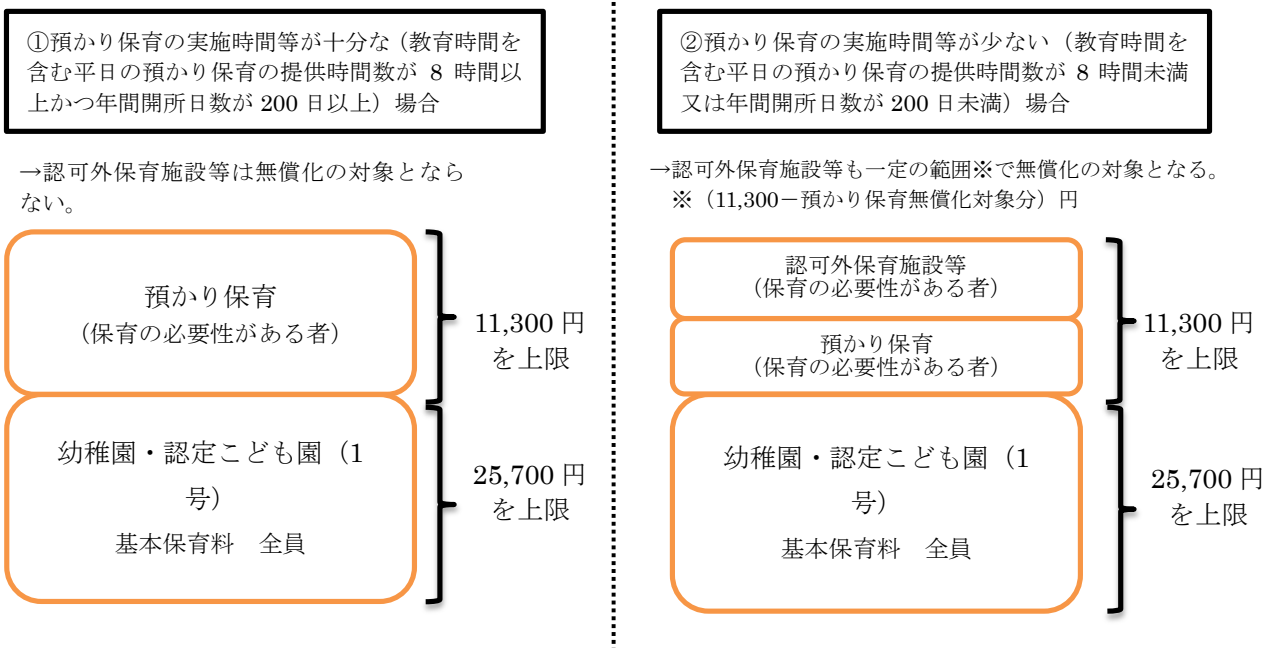
○教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上
十分な預かり保育を実施していることから、認可外保育施設の利用料は無償化の対象外となります。

○教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満
預かり保育の実施日数が十分でないことから、認可外保育施設の利用料は、（預かり保育料と合わせて）

1. 13万円（3歳未満児（住民税非課税世帯）の場合は1.63万円）の範囲内で無償化の対象となります。

【参考：預かり保育と認可外保育施設等との併給について】

預かり保育の実施時間等が少ない場合（下記②）は、認可外保育施設等も無償化の対象となります。



※住民税非課税世帯の満3歳児は、16,300円を上限

※11,300円：認可保育所の利用料の全国平均額（3歳以上児：月額37,000円）と幼稚園等の無償化上限額（月額25,700円）との差額

※16,300円：認可保育所の利用料の全国平均額（3歳未満児：月額42,000円）と幼稚園等の無償化上限額（月額25,700円）との差額

※認可外保育施設等：認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター